

議案第 19 号

大口町国際交流事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町国際交流事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国際交流事業の実施に必要な財源として大口町国際交流事業基金の一部を処分することに伴い、基金の額を変更するため、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町国際交流事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町国際交流事業基金の設置及び管理に関する条例（平成２年大口町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「国際交流を図る」を「国際交流事業を推進する」に改める。

第３条を次のように改める。

（基金の額等）

第３条 基金の額は、３，０００万円とする。ただし、次項及び第３項の規定により基金を積立て又は処分した場合の基金の額は、その額を増減した額とする。

２ 町長は、必要があると認めるときは、大口町国際交流事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積み立てることができる。

３ 町長は、国際交流事業の実施に必要な財源に充てるときに限り、予算の定めるところにより、前項の規定により追加して積み立てた基金の一部を処分することができる。

第５条見出し中「運用益金」を「収益」に改め、同条中「運用益金」を「収益」に、「大口町国際交流事業特別会計歳入歳出予算」を「予算」に、「国際交流を図る」を「国際交流事業を推進する」に改める。

附 則

１ この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２ この条例の施行の際現に改正前の大口町国際交流事業基金の設置及び管理に関する条例による基金に属する現金は、改正後の大口町国際交流事業基金の設置及び管理に関する条例第３条第１項本文による基金及び同条第２項により積み立てられた基金とみなす。

大口町国際交流事業基金の設置及び管理に関する条例一部改正新旧対照表

新	旧
(設置) 第2条 本町は、<u>国際交流事業を推進する</u>ため、大口町国際交流事業基金（以下「基金」という。）を設置する。 <u>(基金の額等)</u> 第3条 基金の額は、3,000万円とする。 <u>ただし、次項及び第3項の規定により基金を積立て又は処分した場合の基金の額は、その額を増減した額とする。</u> 2 町長は、必要があると認めるときは、大口町国際交流事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、<u>基金に追加して積み立てることができる。</u> 3 町長は、国際交流事業の実施に必要な財源に充てるときに限り、予算の定めるところにより、<u>前項の規定により追加して積み立てた基金の一部を処分することができる。</u> (収益の処理) 第5条 基金から生ずる収益は、<u>予算に計上し、国際交流事業を推進するための経費に充てるものとする。</u>	(設置) 第2条 本町は、<u>国際交流を図る</u>ため、大口町国際交流事業基金（以下「基金」という。）を設置する。 <u>(基金の額)</u> 第3条 基金の額は、6,000万円とする。 (運用益金の処理) 第5条 基金から生ずる運用益金は、<u>大口町国際交流事業特別会計歳入歳出予算に計上し、国際交流を図るための経費に充てるものとする。</u>